

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
かき、
がと、
日、
の翌日)

鳥取県規則第六十九号

鳥取港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、鳥取港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例（昭和六十一年十二月鳥取県条例第四十五号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(禁止構築物の建設等の許可の申請)

第二条 条例第二条の許可を受けようとする者は、別記様式による申請書を知事に提出しなければならない。

(書類の提出部数等)

第三条 前条の申請書は、正副二部とし、鳥取港湾事務所長を経由して提出しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

目 次

◇規 則 鳥取港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例施行規則

鳥取県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則

地代家賃統制令施行細則を廃止する規則

◇人委規則 職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則

規 則

鳥取港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例施行規則
をここに公布する。

昭和六十一年十二月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

別記様式 (第2条関係)

臨港地区分区内禁止構造物建設 (改築・用途変更) 許可申請書

職 氏 名 殿

鳥取港の臨港地区内の分区分区における構造物の規制に関する条例第2条の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号 □□□-□□

住 所

申請者 氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

局 番

構造物の所在する分区分名 臨港区・工業港区・漁港区・修景厚生地区

構 築 物 の 所 在 地

種 別 ()

構 造 ()

用 途 ()

面 積 建築 ㎡ () 延べ ㎡ ()

着 手 年 月 日から

工 事 期 間 完 了 年 月 日まで

申 請 理 由

注 1 「構造物の所在する分区分名」欄は、該当するものを○で囲むこと。
2 「構造物」欄の () 内には、改築 (用途変更) 前を記入すること。
添付書類 申請に係る構造物の構造及び位置を明らかにする平面図、断面図、求積図及び構造図並びに位置図

鳥取県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

昭和六十一年十二月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第七十号

鳥取県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則 (昭和四十五年三月鳥取県規則第三十七号) の一部を次のように改正する。

別表第一の表に次のように加える。

九 公害防除特別土地改良事業
イ 農用地土壌汚染対策地域において行う事業

工事費 (当該工事費について公害防止事業事業者負担法 (昭和四十五年法律第百三十三号) に基づき事業者が負担せざるものがある場合は、これを控除した額) の三十分の一に相当する額並びに全体実施設計費及び事務費の合算額 (当該合算額について公害防止事業事業者負担法に基づき、事業者が負担せざるものがある場合は、これを控除した額) の百分の二十五に相当する額の合算額

ロ 振興山村、過疎地域又は知事が特に必要と認める地域において行う附帯事業 ハ ロ以外の地域において行う附帯事業	工事費の百分の二十五に相当する額並びに全体実施設計費及び事務費の合算額の百分の二十五に相当する額の合算額 工事費の百分の二十七に相当する額並びに全体実施設計費及び事務費の合算額の百分の二十五に相当する額の合算額
--	--

別表第一の備考に次のように加える。

3 この表において、「農用地土壌汚染対策地域」とは農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和四十五年法律第百三十九号）第三条第一項の規定に基づき、農用地土壌汚染対策地域として指定された地域（当該地域に隣接する地域であつて、当該地域に準じて一体として事業を施行することが必要と認められるものを含む。）をい
 い、「附帯事業」とは農用地土壌汚染対策地域等において行う公害防除特別土地改良事業と併せて行うことが技術的又は経済的に必要かつ妥当な事業をいう。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の鳥取県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則別表第一の規定は、昭和六十一年度の分担金から適用する。

地代家賃統制令施行細則を廃止する規則をここに公布する。

昭和六十一年十二月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第七十一号

地代家賃統制令施行細則を廃止する規則

地代家賃統制令施行細則（昭和二十一年十一月鳥取県令第八十一号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、昭和六十二年一月一日から施行する。

（鳥取県行政組織規則の一部改正）

2 鳥取県行政組織規則（昭和三十九年三月鳥取県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第十三条建築課の項中第四号を削り、第五号を第四号とし、以下一号ずつ繰り上げる。

第十八条の表中

鳥取県地代家賃審査会	地代家賃統制令（昭和二十一年）による知事を行なう地代に対する意見の答申に関する事
鳥取県建築審査会	建築基準法（昭和二十五年法）行政庁又は建築主事の処分に対する同意並びに同法施行

年勅令第四百四十三号)第十五条第一項の規
は家賃の停止統制額又は認可統制額の減額に
務

律第二百一十号)第七十八条の規定による特定
対する異議申立ての裁定及び壁面線の指定等
に関する重要事項の調査審議に関する事務

建 築 課
を

鳥 取

県建築審査会

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第七十八条の規
行政庁又は建築主事の処分に対する異議申立ての裁定及び壁
に対する同意並びに同法施行に関する重要事項の調査審議に

定による特定
面線の指定等
関する事務

建 築 課

に改める。

(鳥取県本庁事務決裁規則の一部改正)

3 鳥取県本庁事務決裁規則(昭和四十二年十二月鳥取県規則第五十七号)
の一部を次のように改正する。

別表第三建築課の項部長専決事項の欄第十九号を削り、同項課長専決
事項の欄第十五号を削る。

人事委員会規則

職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則をここに公布
する。

昭和六十一年十二月二十六日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第二十四号

職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則

職員の職務の級の分類に関する規則(昭和五十二年一月鳥取県人事委員
会規則第十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一の知事の事務部局の地方機関の東京事務所の中

所 長

を

所 長

に改める。

附 則

この規則は、昭和六十二年一月一日から施行する。